

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置
法案要綱

第一 目的

本法の目的を、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今回の消費税率引上げ」という。）に際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することとする。

（第一条関係）

第二 定義

一 この法律における「特定事業者」の定義を、次に掲げる事業者とすること。

1 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であつて、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」と

いう。)

2 法人である事業者であつて、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）

イ 個人である事業者

ロ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）である事業者

ハ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業者

二 この法律における「特定供給事業者」の定義を、次に掲げる事業者とすること。

1 事業者が大規模小売業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者

2 一の2のイからハまでに掲げる事業者が一の2の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における一の2のイからハまでに掲げる事業者

三 この法律における「中小事業者」の定義をすること。

（第二条関係）

第三 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

一 特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

1 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

2 特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

3 商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

4 1から3までに掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利

益な取扱いをすること。

(第三条関係)

二 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、一に違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする事。

(第四条関係)

三 主務大臣又は中小企業庁長官は、一に違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする事。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする事。

1 当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。

2 当該行為によつて特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

3 当該行為を行った事業者が一に違反する行為を繰り返す行ふ蓋然性が高いと認められるとき。

4 1から3までに掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。
(第五条関係)

四 公正取引委員会は、特定事業者について一に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に依ることその他必要な措置をとるべきことを勧告し、その旨を

公表するものとする事。

(第六条関係)

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が勧告をした場合において、特定事業者がその勧告に従ったときに限り、特定事業者のその勧告に係る一に違反する行為については、適用しないものとする事。

(第七条関係)

第四 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

一 事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならないものとする事。

1 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

2 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示

3 1及び2に掲げるもののほか、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示

として内閣府令で定めるもの

(第八条関係)

二 一に違反する行為に対する措置については、第三の二から五までを準用し、所要の読替えを行う事。

第五 価格の表示に関する特別措置

- 一 事業者（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十三条に規定する事業者をいう。以下二及び三において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下第五において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第六十三条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しないものとする。
 - 二 一により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならぬものとする。
 - 三 事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする。
- （第十条関係）

- 四 三の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示につ

いては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第四条第一項の規定は、適用しないものとする事。

（第十一条関係）

第六 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

一 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下ににおいて同じ。）については、適用しないものとする事。

1 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（その共同行為に参加している事業者の三分の二以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の三分の二以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の三分の二以上が中小事業者であるものである場合に限る。）

2 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為
(第十二条関係)

二 法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であつて政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として一の共同行為をすることができるとすること。
(第十三条第一項関係)

三 公正取引委員会は、二の政令で定める組合に係る一の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならないものとする。
(第十三条第二項関係)

第七 国等の講ずる措置

一 国は、今次の消費税率引上げに際し、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといふ消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

二 国は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、この法律に違反する行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講

ずるものとする。

三 国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

(第十四条関係)

第八 報告及び検査

報告及び検査について所要の規定を設けること。

(第十五条関係)

第九 情報の提供等

一 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、第三の一又は第四の一に違反する行為の防止又は是正のため、相互に情報又は資料を提供することができるものとする。

二 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第三の一又は第四の一に違反する行為の防止又は是正のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

(第十六条関係)

三 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第三の一又は第四の一に違反する行為があると疑うに足

りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとすること。
(第十七条関係)

第十 主務大臣等

主務大臣等について所要の規定を設けること。
(第十八条から第二十条まで関係)

第十一 罰則

罰則について所要の規定を設けること。
(第二十一条及び第二十二条関係)

第十二 附則

一 この法律の施行期日、失効及び経過措置について所要の規定を設けること。

(附則第一条及び附則第二条関係)

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）について所要の改正を行うこと。（附則第三条関係）